

第42回 埼玉県サッカー少年団大会 地区予選実施要領

第42回埼玉県サッカー少年団大会地区予選の実施要領を、次のとおり定める。

各地区協議会等は、ホームページ掲載予定の「第42回埼玉県サッカー少年団中央大会実施要項（案）」を参考にするとともに、本要領に基づき「地区予選実施要項」を具体的に規定して開催するものとする。

- 1 主 催 公益財団法人埼玉県体育協会埼玉県スポーツ少年団/
公益財団法人埼玉県サッカー協会/埼玉県教育委員会
- 2 主 管 埼玉県スポーツ少年団サッカー部会/埼玉県サッカー協会第4種少年連盟
- 3 運 営 各地区協議会等
- 4 期日会場 平成25年9月～10月20日（日） 各地区会場
- 5 参加資格
 - (1) 2013年度埼玉県スポーツ少年団に登録済のチームであること
 - (2) 前(1)のチームに団員登録済の選手であり、13歳未満の小学生で、スポーツ安全傷害保険に加入していること
 - (3) スポーツ少年団登録に併せて異なるチーム所属として（公財）日本サッカー協会第4種登録済の選手は、第4種登録チームの構成員として参加しなければならない。
ただし、女子（小学生）登録済の選手は、所属するスポーツ少年団登録チームの構成員としての参加を認める。
 - (4) 転校又は転居による場合を除き本大会予選開始以降の移籍登録選手の参加は不可とする。
 - (5) 同一の単位団による複数エントリーについては、上限を2チームとし、次の要件を充たしている場合にあつてはこれを認めることとする。
 - 1 スポ少登録済の6年生が当該チームに21名以上在籍していること。
 - 2 それぞれのチームに6年生がエントリーされていること。
 - 3 選手は本大会の全ての試合（地区予選から中央大会）においてチーム間の移動をしないこと。
 - 4 指導者（代表者を除く）はそれぞれのチームを兼務しないこと。
- 6 参加資格の確認要領
 - (1) 地区予選運営責任者は、次の要領により参加申し込みチームの参加資格について確認する。
参加申し込みチームの参加資格について確認し、疑義がある場合は直ちに埼玉県スポーツ少年団サッカー部会長に報告する。（サッカー部会の審査により参加の可否を決定する。）
 - (2) 組み合わせ抽選前までに、参加申し込みチームのエントリー表及びスポーツ少年団登録用紙（1・2・3号用紙）を確認する。
 - (3) 前項「参加資格（3）」の第4種及び女子（小学生）登録済の選手については（公財）日本サッカー協会発行の選手証を確認する。
- 7 報告事項
 - (1) 地区予選実施要項：地区予選開始前までにスポ少部会 副会長あて [メール]
副会長 小山進 <nrij15924@nifty.com>
・参加チーム数を付記
・（公財）日本サッカー協会に登録のない参加チーム名（所在市町）
 - (2) 中央大会出場チーム名（所在市町）：地区代表決定後直ちにスポ少部会副会長あて [メール]
 - (3) 中央大会出場チームの地区予選エントリー表（原本）スポ少部会副会長あて [郵送等]
 - (4) 事業・収支報告：11月17日（日）までにスポ少部会財務部長あて
- 8 競技場内での水以外の“スポーツドリンク”等の持ち込み及び摂取については、JFA通達（2011.5.31）の趣旨に鑑み、使用会場と調整を図りその可否について決定すること

以上

平成25年7月21日

埼玉県スポーツ少年団サッカー部会 会長 田中 靖彦